

# 令和5年度予防接種対象者年齢表

## 定期の予防接種(A類疾病)

種別	対象者	標準的な接種月齢・年齢	回数	接種間隔
ロタウイルス	1価 生後6週から24週まで	初回接種は、生後2月に至った日から出生14週6日後までの間	2回	2・3回目は1・2回目より27日以上あける
	5価 生後6週から32週まで		3回	
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者	生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間	初回:2回	2・3回目は1・2回目より27日以上あける
			追加:1回	1回目の接種より139日以上あける
インフルエンザ菌b型(Hib)	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	初回接種開始は生後2月から生後7月に至るまで 追加接種は、初回接種終了後7月から13月までの間隔をおく	初回:3回 追加:1回	[生後2～7月未満に初回接種をした場合] ・初回接種:2・3回目は1・2回目より27日(医師が必要と求めた場合は20日)以上あける。生後12月に至るまでの間に接種し、それを越える場合は行わない。 ・追加接種:初回接種終了後7月以上あける。 ただし、生後12月までに3回の初回接種を終了せずに生後12月以降に追加接種を行う場合は、最後の接種終了後27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔をおいて1回接種。
			初回:2回 追加:1回	[生後7～12月未満に初回接種をした場合] ・初回接種:2回目は1回目より27日(医師が必要と求めた場合は20日)以上あける。生後12月に至るまでの間に接種し、それを越える場合は行わない。 ・追加接種:初回接種終了後7月以上あける。 ただし、生後12月までに2回の初回接種を完了せずに生後12月以降に追加接種を行う場合は、初回接種終了後27日(医師が必要と認めるときは20日)以上の間隔をおいて1回接種。
			1回	[生後12～60月未満に初回接種をした場合]
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	初回接種開始は生後2月から生後7月に至るまで 追加接種は、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて生後12月から生後15月に至るまで	初回:3回 追加:1回	[生後2～7月未満に初回接種をした場合] ・初回接種:生後24月に至るまでの間に接種。2・3回目は1・2回目より27日以上あける。 ただし、2回目の接種が生後12月を超えた場合、3回目の接種は行わない。 ・追加接種:初回接種終了後60日以上あけ、生後12月に至った日以降において1回接種。
			初回:2回 追加:1回	[生後7～12月未満に初回接種をした場合] ・初回接種:生後24月に至るまでの間に接種。2回目は1回目より27日以上あける。 ただし、2回目の接種は生後24月に至るまでに行うこととし、それを越えた場合は行わない。 ・追加接種:初回接種終了後60日以上あけ、生後12月に至った日以降において、1回接種。
			2回	[生後12～24月未満に初回接種をした場合] 2回目は1回目より60日以上あける
			1回	[生後24～60月未満に初回接種をした場合]
種別	対象者	標準的な接種月齢・年齢	回数	接種間隔
四種混合(DPT-IPV) (ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ)	第1期 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者	初回:生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間	3回	2・3回目は1・2回目より20日以上あける
		追加:第1期初回接種(3回)終了後12月から18月までの間隔をおく	1回	第1期初回接種(3回)終了後、6月以上あける
二種混合(DT) (ジフテリア 破傷風)	第2期 11歳以上13歳未満の者	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間	1回	

BCG	1歳に至るまでの間にある者		生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間	1回	
麻しん風しん混合(MR)	第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		1回	
	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		1回	
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者		1回目の注射は生後12月から生後15月に達するまで 2回目の注射は、1回目の注射終了後6月から12月までの間隔をおく	2回	2回目は1回目より3月以上あける (標準的には6月から12月まで)
日本脳炎	第1期	初回: 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間	2回	2回目は1回目より6日以上あける
		追加: 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	4歳に達した時から5歳に達するまでの期間	1回	第1期初回接種終了後6月以上あける
	第2期	9歳以上13歳未満の者	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間	1回	
	特例対象者	平成15年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者で、20歳未満にある者:平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって第1期、第2期の接種が行われていない可能性のある者		未接種回数	

種別	対象者	標準的な接種月齢・年齢	回数	接種間隔
子宮頸がん予防	定期接種 12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間	2価:サーバリックス 3回	2回目は1回目より1月以上あける。3回目は1回目より5月以上、かつ2回目より2月半以上あける。
			4価:ガーダシル 3回	2回目は1回目より1月以上あける。3回目は2回目より3月以上あける。
			9価:シルガード 2回	【15歳になるまでに1回目を受ける場合】 1回目より5か月以上あける。
			9価:シルガード 3回	【15歳になってから1回目を受ける場合】 2回目は1回目より1か月以上あける。3回目は2回目より3か月以上あける。
キャッチアップ	平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの女子 【キャッチアップ期間:R7年3月31日迄】		上記定期接種の内容と同様	

※ 予防接種通知時に、坂出市に住民登録のあるかたに個人通知を行います。

※ 対象年齢で「至るまで」および「未満」は誕生日の前日までを指します。

※ 「1月の間隔を置く」の解釈は、例えば1月15日に接種した場合、翌月の同日の前日に1か月経過したという考えなので、1月の間隔を置いた日とは2月15日を指します。